

# 大学等の知的財産活性化のあり方について

2004年3月17日

日本経団連 産業技術委員会 知的財産部会

部会長代行 澤井敬史

大学において、知的財産に関する意識が高まってきており、組織的な取り組みが始まっていることは評価できる。

1. 知的財産本部の設置
2. 外部人材の活用
3. パテントポリシーの策定
4. 知的財産教育プログラムの充実

知的財産権は、それを確保すること自体は目的ではない。

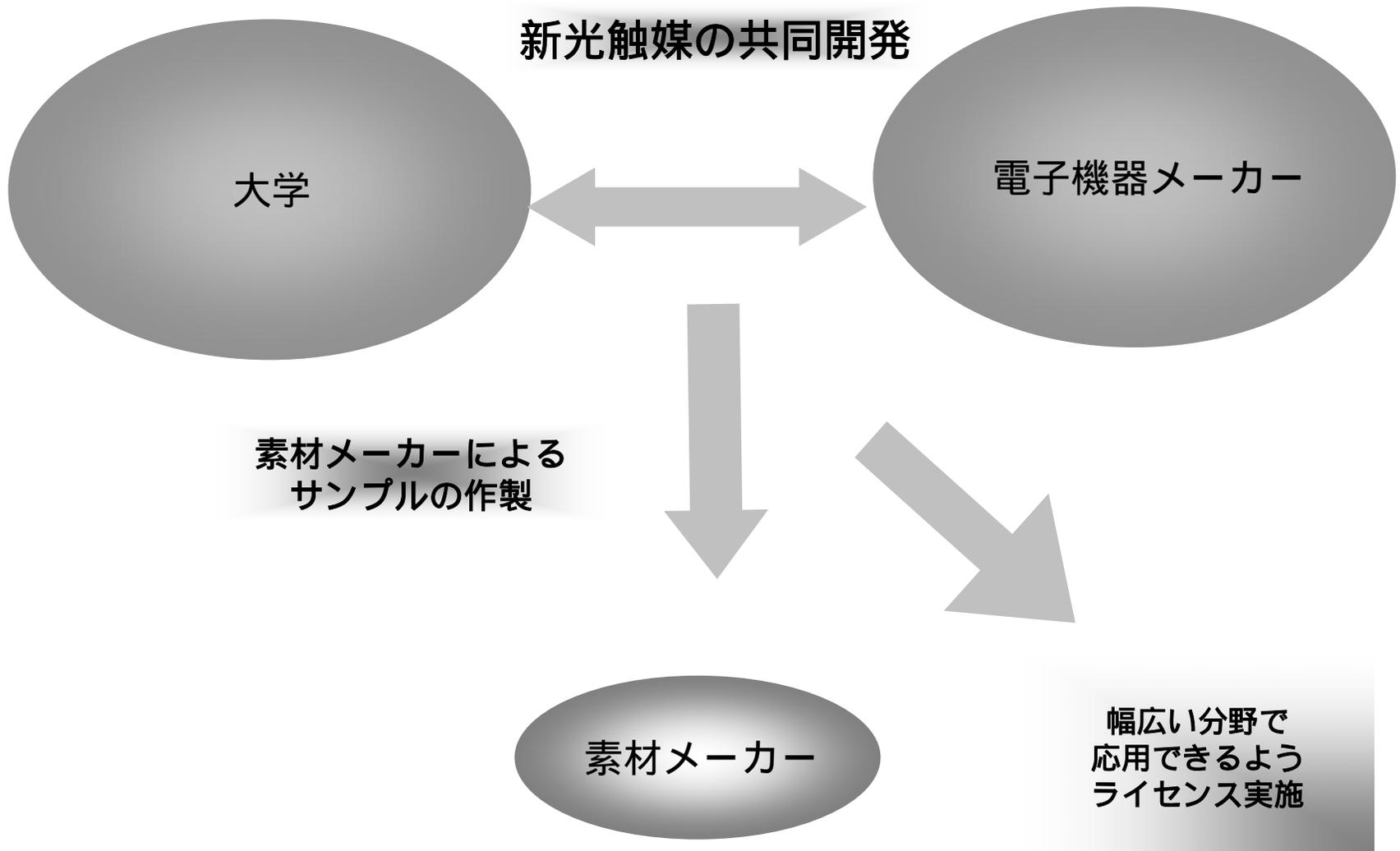
1. 知的財産権は、事業に活用してこそ意味を持つものである。
2. 知的財産権を確保してから事業化を図るには、様々な人々の努力と相当の時間が必要とされることが通例である。

研究者が発明にかけるウェイトは1、それが使えるか使えないかを見分けるのに10、さらに実用化するには100のウェイトが必要であり、発明も、何も手を加えなければ単なる発明の域をでない。(井深 ソニー・ファウンダー)

## 大学の知が企業に移転し、事業化に至るまで

1. 大学の知的財産は実験室レベルのものであり、すぐに商業ベースに乗るものはほとんどない。
2. 産業界の将来のニーズを大学が受け取り、共同で研究を行って、その成果を企業が事業化していく形が一般的と考える。

# 大学の知の活用の具体例



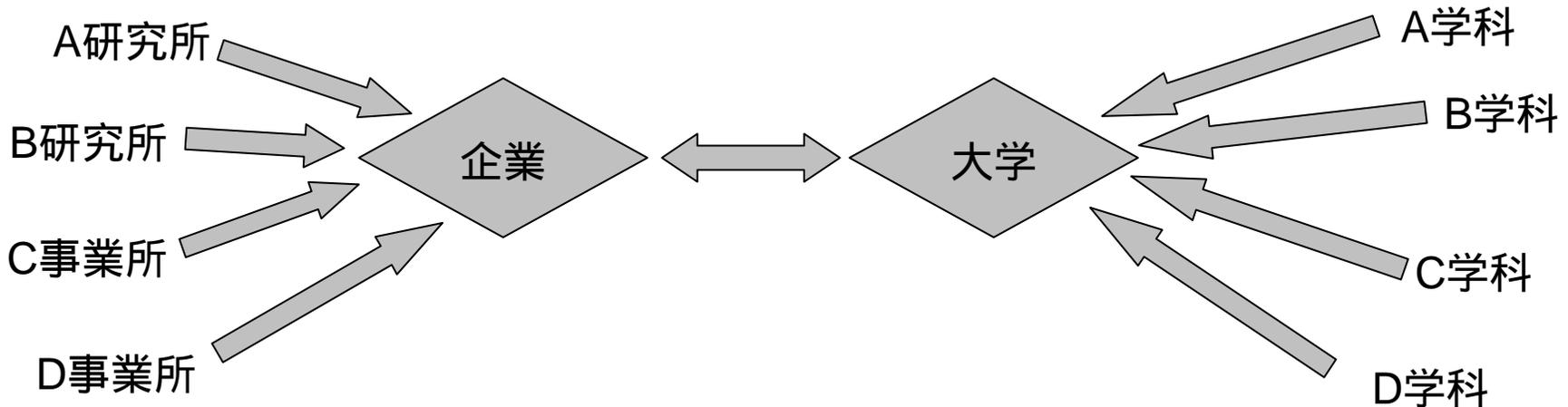
## 大学の知の活用の具体例(つづき)

1. 大学における発明
2. 企業におけるニーズの大学への提示
3. 大学と企業との共同研究
4. 共同発明、共同出願
5. 素材メーカーによるサンプル作製
6. マーケティングとライセンス
7. 第三者による事業化、ライセンス収入の確保
  - 大学、企業とも、第三者への供与が自由。

# 組織としての大学の総合力の発揮が求められる。

1. 組織的に研究環境の充実を図るとともに、総合力を発揮することで、イノベーションを引き起こすような研究成果の創出を期待する。
2. 総合力を発揮するためには、機能と権限が一元化した組織対組織で産学連携を進めるべきである。

## 包括的連携による共同研究



\* 人文科学、社会科学も含む

# 産学連携と知的財産

1. 産学連携の推進についての、大学としての考え方の決定
2. 産学連携を推進する場合の知的財産に関する基本的考え方  
知的財産権の獲得自体が目的ではなく、産学連携により、科学技術の成果を社会に還元することが大切。  
産学連携が進められ、その成果から得られた資金を、新たな産学連携につながる研究に再投資し、より大きな産学連携につなげることが重要。  
組織による総合力を発揮するため、全ての知的財産に関して、機関帰属を図るべき。

# 産学連携を推進する場合の具体的課題(その1)

## 1. コストへの配慮

知的財産権の確保と維持には、かなりのコストが必要。

産学連携の成果に係る国内外の知的財産権の確保が重要であり、予算措置が必要。

## 2. 契約の柔軟性

知的財産の取扱いについて、技術分野や産業分野に応じ、産学双方にとって公正で柔軟な契約の実現を目指すべき。

知的財産を広く使ってもらう場合と、企業が独占する場合を区別すべき。

## 3. 秘密管理

- 産学連携の進展に応じて、ルールの設定が必要。

## 産学連携を推進する場合の具体的課題(その2)

### 4. 研究開発環境の整備

- 知的財産からの収入を研究開発環境への再投資や知的財産の確保に活用すべき。

### 5. 産学間のコミュニケーション

- 知的財産の取扱いについて、産学の実務家双方による話し合いを進めることが大切。

### 6. 産学連携の評価

短期的視野ではなく、中・長期的視野での評価が必要。

科学、技術両面における貢献度が重要。

以上

## 【参考】職務発明に関する対価請求の問題点

1. 裁判を行わないと対価が確定できないのでは、利益の算定、貢献度の設定などについて、予見可能性がなく、投資収益の見通しが立たず、大変不安定な状態に置かれてしまい、企業の研究開発投資のサイクルに悪影響を及ぼすおそれがきわめて強い。
2. 製品化し、利益をあげるまでには、発明者以外の多くの人の多大な努力が必要であること、また、多数の失敗の中から、わずかの成功例が生まれ、その成功例から得られた利益を次の研究開発投資に充てていることへの配慮も不可欠である。
3. 海外でもこうした制度はほとんどなく、外国企業がわが国に研究開発拠点を設けることに悪影響を及ぼすことも懸念される。